第十五条の三第三項中「第十三条第四項」を「第二十九条第四項及び第五項」に、「第十三条の二第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十五条の二第二項中「採らせる」を「とらせる」に改め、同条第四項中「登録外国製造業者は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「真実かつ完全に」を削り、「少なくとも三年間その帳簿」を「これ」に改め、同条第五項中「国内管理人は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「少なくとも三年間その帳簿」を「これ」に改め、同条第六項中「第二条第二項、第三項及び第六項、第三条から第五条まで、第六条の五並びに第六条の七」を「第三条第二項から第九項まで、第四条、第十一条及び第十三条」に、「第二条第五項、第六条の三及び第六条の四第一項」を「ついて、第五条から第八条まで、第十条第二項、第十二条及び第十六条（ただし書を除く。）の規定は登録外国製造業者について、第九条及び第十条第一項」に、「第五条の二から第六条の二まで、第六条の四第二項、第六条の六及び第七条（ただし書を除く。）の規定は登録外国製造業者に、第九条第四項及び第十条の二」を「ついて、第十四条第二項、第十八条第四項及び第二十一条」に改め、「国内管理人に」の下に「ついて、それぞれ」を加え、「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に、「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「製造方法」とあるのは「」の下に「農薬の」を加え、「同条第三項第五号」を「同条第九項第四号」に、「第三条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第四条第一項中「二週間」とあるのは「一月」と、同条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第五条の二第一項」を「第五条第一項」に、「」とあるのは「製造業（」を「の」とあるのは「製造業（」に、「）と」を「）の」と、「製造若しくは加工又は輸入の事業を」とあるのは「製造業を」と」に改め、「第六条第二項中」の下に「「農薬の製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものの製造又は加工」と、」を加え、「第六条の五第二号」を「第十一条第二号」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、「及び第六条の六第一号」を削り、「同条第四号及び第六条の七中「第十四条第一項」を「第十二条第三号及び第十三条中「第三十一条第一項」に、「第十五条の五第一項」を「第三十七条第一項」に、「、第七条」を「、第十四条第二項中「その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬」とあるのは「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と、第十六条」に、「第九条第四項中」を「第十八条第四項中」に、「第十条の二中」を「第二十一条中」に改め、同条を第三十四条とする。

第十五条中「第十四条」を「第三十一条第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章　外国製造農薬

第十四条の二を第三十二条とする。

第十四条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に、「第九条の二又は第十条の二第一項」を「第十九条又は第二十一条第一項」に改め、同条第三項中「なつた」を「なった」に改め、同条第四項中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に、「第九条の二並びに第十条の二第一項」を「第十九条並びに第二十一条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第十三条の三及び第十三条の四を削る。

第十三条の二第一項中「農薬使用者」の下に「又は農薬原体を製造する者その他の関係者」を、「若しくは使用」の下に「若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よって」に改め、同条第三項中「従つて」を「従って」に、「行つた」を「行った」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による集取又は立入検査について準用する。

第十三条の二を第三十条とする。

第十三条第一項中「又は除草剤販売者」を「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者」に、「第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項」を「第三条第一項、第四条第一項、第七条第八項、第九条第二項及び第三項、第十条第一項、第十六条、第十八条第一項」に、「第九条の二、第十条の二、第十条の四、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項」を「第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第三項、第二十六条第一項並びに第三十一条第一項」に改め、「除草剤の販売」の下に「若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「又は除草剤販売者」を「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者」に改め、「除草剤の販売」の下に「若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よって」に改め、同条第四項中「あつた」を「あった」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項及び第三項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十三条を第二十九条とする。

第十二条の四の見出し中「農林水産大臣」の下に「、環境大臣」を加え、同条中「農林水産大臣」の下に「、環境大臣」を加え、「の確保と品質の適正化」を「及びその安全性その他の品質の確保」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　監督

第十二条の三の見出しを「（農薬の使用に関する理解等）」に改め、同条中「当たつては、」を「当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに」に改め、同条を第二十七条とする。

第十二条の二第一項中「をもつて」を「で」に、「の各号の」を「に掲げる」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「まとまつて」を「まとまって」に改め、同項第二号中「まとまつて」を「まとまって」に、「もとでは」を「下では」に、「なつて」を「なって」に改め、同条第二項中「水質汚濁性農薬」を「前項の規定により指定された水質汚濁性農薬（以下単に「水質汚濁性農薬」という。）に、「なつて」を「なって」に、「をもつて」を「で」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十六条とする。

第十二条第一項中「をもつて」を「で」に、「第二条第一項又は第十五条の二第一項」を「第三条第一項又は第三十四条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十一条中「の各号」を削り、同条ただし書中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第一号中「第七条」を「第十六条」に、「第九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十条の四第二項中「とらなかつた」を「とらなかった」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　使用の規制等

第十条の三第一項中「であつて」を「であって」に改め、同条を第二十二条とする。

第十条の二第一項中「含有量」を「含有濃度」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条中「。）は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「あつては」を「あっては」に、「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、「第十二条の二第一項の」及び「、真実かつ完全に」を削り、「少なくとも三年間その帳簿」を「これ」に改め、同条を第二十条とする。

第九条の二中「第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に、「伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「第七条（第十五条の二第六項」を「第十六条（第三十四条第六項」に、「第十一条第一号」を「第二十四条第一号」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項（」を「第九条第二項又は第三項（これらの規定を」に、「第十五条の二第六項」を「第三十四条第六項」に改め、「。第十六条第一項において同じ」を削り、「第六条の四第一項」を「第十条第一項」に、「伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に、「をもつて」を「で定めるところにより」に、「第七条」を「第十六条」に改め、同条第三項中「農林水産省令をもつて第七条」を「規定により第十六条」に、「よつて」を「より」に改め、同条を第十八条とする。